

東京都板橋区農業委員会

第25期第3回定例総会議事録

令和5年9月28日

於 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

第 25 期第 3 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 9 月 2 8 日（木）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2 ・ 第 3 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 7 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5		9	
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	
4	染宮 利章	8		12	大野 治彦

議 事

1 協議事項

- (1) 東京都指導農業士の認定申請について (資料1)
- (2) 農地利用状況調査の実施について (資料2)
- (3) 「令和5年度農業功労者」ならびに「第50回農業委員会等功労者」表彰事業について (資料3)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)
合計1件 (内訳：4条関係1件、5条関係0件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)

3 その他

- (1) 第46回板橋農業まつりの実施概要について (資料6)

4 次回日程

日 時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	宮本 拓	委員
	大野 治彦	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第3回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、宮本拓委員、大野治彦委員を指名させていただきます。欠席の届出が稲本政美委員、久保秀一委員、中妻じょうた委員、木村博之委員、田中はつ江委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）東京都指導農業士の認定申請について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>1ページ、資料1と机上に配布いたしました東京都指導農業士募集のご案内というパンフレットを合わせてご覧ください。</p> <p>東京都が平成28年度に創設した東京都指導農業士制度による東京都指導農業士の認定希望が寄せられておりまして、今回、指導農業士認定申請書の提出があったものでございます。申請者は、1ページの一番下に記載のとおりでございます。</p> <p>初めに、指導農業士制度についてご説明いたします。</p> <p>カラーのパンフレットを1ページおめくりいただいた左上に記載がございますが、指導農業士制度は、農業の担い手不足を背景に、国の働きかけにより全国に広まった制度で、45都道府県で約1万人が認定されているものです。東京都指導農業士の役割としましては、カラーパンフレット右側中段に記載されていますが、東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対して、農業技術や知識を教えるいただき、農業者としての人材育成に協力していただくものでございます。カラーパンフレットの右側真ん中より下に東京都指導農業士になると、という項目に記載されていますが、東京都農林水産振興財団が実施する研修に伴う研修生の受入れや、研修やセミナーの講師などを担っていただくものでございます。</p> <p>白黒資料の3ページ、東京都指導農業士認定推薦書をご覧いただきたいと思いますが、今回申請のあった農業者の方ですが、区内初認定農業者の一人で、有機農法を取り入れ、無農薬にこだわって生産している方です。ご自身が耕作している畑の近くには農家レストランを開店し、農業ボランティアの積極的な受け入れ、独自の販路を開拓するなど、多彩な農業経営能力に優れた農業経営者であると考えております。また、指導農業士の要件、農業委員会での推薦基準としましては、都内在住、都内の農地で自ら営農していること、認定農業者やそれと同等と認められ</p>

	<p>る農業者であること、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であることなど、いくつかございますが、今回の申請者については、全ての要件を満たしているものと考えております。</p> <p>現在、都内における指導農業士の認定者数は141人となっており、概ね70歳代のベテランの方が指導農業士に認定されているように聞いています。今回の申請者は、営農歴5、6年で年齢も40歳の若手農業者であります。ダメでも良いからと本人からの強いご要望もございました。ここで今回、指導農業士を目指している申請者の申請理由を伺いましたので、原文のままご紹介いたします。</p> <p>指導農業士を希望する理由・動機は東京での有機農業の普及を後押ししたいからです。現在、国では2050年までに日本の有機農地面積を25パーセントにするという目標が掲げられています。また特にコロナ以降、食の安全性に対する国民の意識が徐々に高まっており、有機農産物の市場も拡大傾向です。一方で都内にはいまだに有機農業を実践している農家は少なく、一つの大きな要因に指導者不足が挙げられます。都市農業という特殊な環境でも有機農法が実践できるということを、有機農業に興味のある新規就農希望者や既存の農家に、私のこれまでの技術やノウハウを伝えていきたいと思っています。よろしくお願いたします。</p> <p>以上の理由により今回の申請を希望されたものと伺っております。</p> <p>委員の皆様には、今日の総会でご協議をいただき、ご推薦いただけたとの結果になりましたら、白黒資料3ページ目の推薦書を、農業委員会会長名で東京都知事あてに提出したいと考えております。ご推薦は難しいとの結果となりましたら、理由を付して申請者へお伝えしたいと思います。本件は協議事項となりますので、ご協議のうえ評決をなさっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	<p>制度発足の初年度に申請しましたが、当時の係長に調べていただいたところ、農業生産法人として従業員の休憩所・シャワー室の完備などの適切な労働環境の整備や保険等の雇用環境の整備が適切に行われているかなど、要件に該当しているかの厳格な審査があります。</p> <p>また、当時の東京都の話によると、父のように80歳を過ぎて、豊富な農業経験がある方で、若い世代の新規就農者に指導していくにふさわしい立場の方が、指導農業士の対象となるようです。</p> <p>そういった観点からも、農業経験はもとより、地元の役員、例えば農業委員会等の行政委員を務めてから認定するなど、有機農法の実践や、レストラン経営等の農業経営という観点だけでは、要件に該当しないのではないかと思います。</p>

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	委員がおっしゃるような基準がここには掲載されていないのですが、なにか基準があるのでしょうか。
農政担当係長	明確な基準はございませんが、東京都の意向としては、委員がおっしゃられたような農家をターゲットとして考えられているようです。
委 員	委員が申請された際、取り下げられた理由がよくわからないのですが。
委 員	初年度だったため、他の申請者が高齢で、経験年数豊富であったことや、先程の条件面がかなり厳格だったことから申請を取りやめました。が、本当のところは、事務局は確認されていますか。
農政担当係長	そこまで具体的な確認はしておりません。
委 員	経験年数の豊富な、指導的な立場を担える人が対象になるということですよね。
委 員	当時、事務局より東京都からの説明を受けた際は、そのようにうかがった記憶があります。そうすると、申請は70歳過ぎてからでも遅くはないのかなと思ったのも事実です。
委 員	別の件にはなりますが、以前私も鉢花の会の会長を務めていた際、農林水産省から表彰を受ける対象者に推薦されたことがありましたが、若いという理由で全国の重鎮に反対され、辞退するという過去がありました。今回も様々なしがらみもあるとは思いますが、板橋区として推薦根拠があるなら推薦するべきだと思います。しかし、委員がおっしゃったように、指導する立場と考えると、表彰経験等があるのも必要になってくるかと思えます。そういった点を踏まえながら、板橋区として外郭を決めたほうが良いのではないかと思います。年齢が若いという意見もありますが、申請者本人がやりたいというのであれば、年齢に関係なく、表彰経験・農業経験等の実績があれば、推薦してもいいのではないかと思います。
委 員	委員の話を踏まえ、パンフレットを見ますと、明確な基準がないと思います。板橋区で基準を決めないと、推薦しない旨を本人に説明する際に、納得しないのではないかと思います。板橋区として基準を設けるべきではないかと考えます。

事務局 長	東京都から、明確に示されているものとすれば、パンフレットにある内容になります。申請者がこの要件にあてはまっているかを判断するということになります。
委員	仮にこの要件で判断するとなると、農業歴や表彰歴という部分の明記がないと思いますが。
事務局 長	その部分は、板橋区農業委員会としてどうするか、独自に判断していくことになろうかと思います。
会 長	冊子を見る限り、今回の申請は要件には全て当てはまっております。
委員	問題提起として、あえて推薦するののも一つではないかとも思います。
委員	委員が以前辞退した経緯は残念です。
委員	委員は農業の経験がないですが、いかがですか。
委員	申請内容を見る限り、優れたビジネスマンであることは理解できます。農業経験が5年は期間として長いかわかりませんが、板橋の指導農業士として、農業経験5年はどう見られるか。
委員	<p>今回の申請者の方がどうこうではなく、私が農業経験5年目の時の心情として、指導農業士の申請は出せなかったと思います。もっと経験値を積むことの方が大事だと思っておりました。私の経験上、教える立場である以上、非常に大きな責任を背負うことになるかと認識しています。</p> <p>農業スキルを教えるのか、ビジネスライクを教えるのかによりますが、第一次産業である以上、ゼロから作り上げることを重要視すべきで、そこからビジネス的な要素を身に付けていくのは、その次の段階であると考えています。</p> <p>農業経験年数に応じて、教えられる内容も大きく変わってきますし、そのバリエーションを状況によって使い分けることも重要となります。</p> <p>様々な経験の中から集められた情報を、今の若い世代はデータ化しています。東京都に判断を促してもいいのではないかと思います。ただ、個人的には板橋区として、色々な資格や認定状況に鑑みて推薦するかを決定すべきではないかと思います。</p>
委員	推薦期間の猶予はないですか。

農政担当係長	<p>今月の総会に諮って、10月20日までに推薦する必要があります。</p>
委員	<p>これまでの申請経緯はどうなっていますか。</p>
委員	<p>申請した例は、ないはずです。</p>
委員	<p>昔から受け継がれてきた農業の手法も、現在の気候・状況には対応できず、将来的に農業者の担い手が減っていくのではないかと思います。</p>
委員	<p>有機農法について、講座の受講記録、資格の有無も確認すべきではないかと思います。</p>
委員	<p>分野は違いますが、現在、ドローン業界ではドローンスクールが繁盛していますが、私も周りからスクール開校について質問されるが、レクチャーする重要性和責任を考え、辞退しています。 教える立場である以上、責任が伴うのでどうなのかと思います。</p>
委員	<p>やはり、今日の段階では、正式な会長名の推薦書の案までできあがっていますが、まずは、このような申請がありましたというところから、始めるべきだったのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>農業委員の改選があつて初めて、指導農業士の申請があり、通常の手続きを踏んで、今日に至っておりますが、事務手続きの進め方については、今後検討していきたいと思ひます。なお、締切は10月20日のため、今回決をとります。 今回の指導農業士の推薦について、賛成の方は挙手を御願ひします。 (賛成1、反対6) それでは、賛成少数ということで、今回は、推薦を見送りたいと思ひます。 他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、事務局から申請者への説明を宜しく願ひします。続きまして、協議事項(2)農地利用状況調査の実施について、事務局、説明を願ひします。</p>
事務局長	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>4ページ、資料2をご覧ください。農地利用状況調査は、区内全ての生産緑地を3班に分かれて見回りをしまして、雑草が繁茂していないか、生産活動がなされているかなどを確認し、場合によっては農業委員</p>

<p>会 長</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>さんからご指導、助言などを行い農地の適正化を図り、農家全体の利益向上を推進するものです。この調査は、毎年10月に実施しております。実施日時は10月25日（水）、午前9時から行います。調査対象農地は、区内の生産緑地のうち、行為制限が解除されている3か所を除いた54か所になります。</p> <p>班分けでございますが、1班が成増、赤塚方面の18か所。2班が四葉、徳丸、大門方面の22か所。3班が西台、蓮根、常盤台方面の14か所となります。</p> <p>班の構成についてですが、委員の任期の3年で全地区を回っていただけるように、毎年、調査地区を変更して調査をお願いしたいと考えております。調査結果の報告については、当日の午後に行う定例総会にて、各班からご報告をいただきたいと思っております。</p> <p>ご報告につきましては、1班は染宮委員、2班は會田会長職務代理、3班は山口会長をお願いしたいと考えております。</p> <p>続きまして、当日の行程ですが、9時に赤塚庁舎に集合をお願いいたします。9時15分頃に出発し、各班で調査を行います。</p> <p>調査終了後、昼食をはさみ、赤塚庁舎に戻りまして午後1時30分から定例総会を開催いたします。</p> <p>また、昼食については、味の民芸 高島平店を予定しております。続きまして5ページをご覧ください。各班の対象農地の一覧を掲載しております。班ごとに件数のばらつきがございますが、回る順番と地域を考慮して決めさせていただきました。</p> <p>次のページに進んでいただきまして、6ページが調査票案でございます。別で机上配布させていただいております農地（生産緑地・相続税納税猶予対象農地）管理基準に基づいて調査を進めていきたいと考えております。また、調査票の項目等につきましては、昨年から特段に変更はございません。チェックシート形式になっておりまして、上部に生産緑地の情報がありまして、その下にチェック項目が載っております。指導対象に該当する項目があった場合、×を記入していただき、その右側に理由を記入していただきます。また、チェック項目以外の特記事項等がございましたら、一番下の欄に記入していただけるように準備したいと考えております。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。協議事項（3）令和5年度農業功労者ならびに第50回農業委員会等功労者表彰事業について事務局、説明をお願いします。</p> <p>こちら、書記からご説明いたします。</p>
---------------------------	--

<p>書 記</p>	<p>7ページ、資料3をご覧ください。</p> <p>東京都農業会議が主催する表彰事業の実施に伴う候補者の推薦でございます。この表彰事業は、それぞれ要件に該当する方を表彰し、今までのご苦勞を勞い、今後の励みにしていただき、引き続き農業振興にご尽力いただくことを目的に行っているものです。一つ目が農業功勞者でございますが、趣旨としては、地域農業の振興に尽力されてきた農業者に感謝状を贈るものでございます。対象者の条件ですが、次の3点を満たす方で、地域農業の振興に貢献されてきた方、農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功勞のあった農業者の方、年齢が60歳以上の方から1名を選出する形となります。過去の受賞者は7ページの下の表になっておりまして、昨年度は、本橋政春元農業委員に受賞していただいております。</p> <p>8ページの一番上にお進みいただきまして、今回の推薦者は、運営委員会で協議をいただきまして、昨年も候補者でありました、田中はつ江委員を推薦するというご提案いただいております、ご異議がなければ、田中はつ江委員をご推薦したいと考えております。</p> <p>続いて、8ページ上から3行目でございます、3番、第50回農業委員会等功勞者についてですが、こちらは対象者の条件に当てはまる方を推薦する形となります。対象者の要件は、農業委員会会長で12年以上、農業委員で15年以上、事務局職員で勤続5年以上の方が対象となっております、今回は、事務局職員で5年以上となります岸幸夫農政担当係長を推薦したいと考えております。</p> <p>最後になりますが、8ページの一番下の5番、表彰についてですが、今回推薦した方の表彰は、令和6年2月15日（木）開催の第65回東京都農業委員会・農業者大会記念行事として行われることになっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは9ページ、資料4をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和5年8月11日から令和5年9月10日までに届出があったもの、1件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が赤塚新町三丁目222番1、223番1、224番1、262番1の4筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。</p> <p>面積は合計で1,955平方メートル、転用の目的は店舗及び駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、このページの下のご案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、赤塚</p>

	<p>新町小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は店舗及び駐車場となっております、現況に対する届出でございます。</p>
会長	<p>ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委員長	<p>ここの場所は農地だったのをこちらに建てたということで届出があったものですか。</p>
事務局 長	<p>具体的な時期は不明ですが、昔は確かに農地でしたが、この場所は、表示されている写真の直前は、ツタヤというレンタル会社の店舗でした。新しくドラッグストアを建て直すタイミングで、登記簿上の地目がまだ、農地であることを確認したため、今回の届出によって地目を現況に揃えるため、申請があったものでございます。</p>
会長	<p>他に何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。報告事項（2）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、10ページ資料5をご覧ください。令和5年8月11日から令和5年9月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが3件ございます。 番号1、土地の所在が赤塚一丁目790番1で、登記簿上の地目は畑、面積は492平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月18日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていることを確認し、その旨を8月19日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、このページの下のご案内図で番号1の矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は新築の共同住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事務局 長	<p>番号2、土地の所在が泉町31番5で、登記簿上の地目は田、面積は74.77平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、8月31日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ないことを確認し、その旨を9</p>

<p>書記</p>	<p>月4日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、11ページ上の案内図で番号2の矢印が指しているところ、志村第一中学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は、随分前に建てられた個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>番号3、土地の所在が向原三丁目1371番で、登記簿上の地目は畑、面積は909平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、9月5日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を9月6日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ね位置は、11ページ下の案内図で番号3の矢印が指しているところ、向原保育園の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は随分前に建てられた共同住宅及び駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>会長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>東京法務局から照会する意図は何ですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>東京法務局では、農地のままになっている地目を現況に合わせたいという申請に対して、その申請が出た際に、農業委員会に照会します。</p> <p>農業委員会が、現況確認を行ったうえで、非農地である旨を東京法務局に回答し、それをもって登記簿上の地目を変更するという、事務処理上の決まりになっています。</p>
<p>委員</p>	<p>そうしますと、3名の申請者から東京法務局へ申請があったということですか。何か目的があって申請しているのですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ケースとしては、今回の2番の場合、相当古い建物を何か他に活用しようとして登記簿を確認したところ、まだ、田になっているので、地目を変更する必要があることがわかり、申請されたケースと想像ができますし、1番に関しては、以前に農地転用の届出が出ている場所で、民間の駐輪場になっていた場所になります。</p> <p>東京法務局は、現況に合わせて地目を変更するため、農地転用の届出が提出されたタイミングで現況がまだ駐輪場のまま或いは更地のままという現況の場合、地目の変更ができない可能性があります。</p> <p>今回のケースも恐らくそれにあたり、地目だけ後から現況に合わせる</p>

	<p>ため、建物が建ってから改めて申請があったものと考えられます。</p>
委 員	<p>申請のたびに事務局は現地確認しているということですか。</p>
事 務 局 長	<p>そのとおりです。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。その他の第46回板橋農業ま つりの実施概要について事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>
農政担当係長	<p>それでは、資料6、12ページをご覧いただきたいと思います。 昨年度は一部、規模を縮小しながらの板橋農業まつり開催でしたが、 今年度は、コロナ禍以前の規模で開催したいと考えております。開催日 は11月の第2土曜日とその翌日、ということで11月11日（土）と 12日（日）の両日、赤塚体育館通り周辺で開催いたします。資料12 ページの下に記載しております6番の事業概要としましては、概ね従来 規模の内容での開催と考えております。次のページ13ページにお進み いただきまして、7番、周知方法でございますが、広報いたばしでは、 9月23日号で収穫体験、けんちん汁と野菜宝船のお宝分けの事前募集 を開始しておりまして、農業まつりの実施概要は10月28日号に掲載 予定です。併せて区ホームページ、ツイッターの他、町会掲示板、赤塚 庁舎1階ギャラリーでのポスター掲示などで、広く区民の皆様へ周知を していきたいと考えております。また、項番8番、昨年からの変更点と いたしましては、おみこし及び閉会式を行うため、日曜日の終了時間が 従来の午後3時30分になります。 それから、12日日曜日のけんちん汁は、昨年と同様に事前申込10 00食、野菜宝船のお宝分けも事前申込100袋として、混乱を回避し た形での実施を考えております。 続きまして次のページ14ページにお進みいただきまして、農業まつ りにおける農業委員会コーナーについてでございますが、例年、区内農 業のPRや農業委員会活動に対する区民の理解を深めていただくため、 赤塚小学校校庭に農業委員会コーナーを設置しております。このコーナ ーでは、農業に関する質疑応答、区内農業をPRするパネル展示、農産 物の展示や農業関連チラシの配布などを行っておりまして、委員の皆様 にもご協力をいただいております。委員の皆様へのお願い事の1つ目 は、従事分担ということで、事務局で各委員さんの割り振りをさせてい ただきましたものを、資料14ページの下の方に案としてお示ししてご ざいます。委員の皆様も様々なご予定がおありかと思っておりますので、可能</p>

	<p>な範囲内で構いませんので、農業委員会コーナーでの従事をお願いできればと考えております。続きまして2つ目のお願いですが、農業委員会コーナーでは、農産物の展示を行ってございまして、展示用の農産物のご提供のお願いでございます。ご提供いただきました農産物は、農業委員会コーナーで展示したいと考えておりますので、区内で穫れた農産物や、この辺では作られていない珍しい農産物などの展示をできればと考えておりますので、委員の皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>最後になりますが、農業まつりで行ってございます農産物の品評会にあたる共進会でございますが、これからJAの各部会を通じてご出品のお願いをいたしますが、なるべく多くの作品のご出品にご協力をお願いしたいと思っております。また、品評会の表彰式については、例年12月初旬に実施しておりますが、実施の可否についてはJAさんと検討中でございますが、事務局としては開催したいと考えているところです。</p>
会 長	<p>何かご質問等はございますか。 御神輿は何基出ますか。</p>
農政担当係長	<p>19基です。</p>
委 員	<p>委員の町会は出ますか。</p>
委 員	<p>出しますが、どこのお神輿も担ぎ手不足で、他から援軍が来ている状況です。大門町会は、全員町会の方のようですが、割と町会だけではできないと聞いています。</p>
委 員	<p>農業委員の出欠は取りますか。</p>
農政担当係長	<p>出欠は特に取りませんので、可能な時間にご参加いただければ幸いです。</p>
会 長	<p>他に何かご質問等はございますか。 無いようですので、これをもちまして第3回定例総会を閉会いたします。</p> <p>(終了時間 午後3時15分)</p> <p>次回の日程を下記のとおり決定し散会。</p>

- 運営委員会 10月17日(火) 午後2時
- 定例総会 10月25日(水) 午後1時30分